

制定担当課	営業部営業企画課	改正番号	
制定日	2020.3.31	頁	1/2
細則名	企画乗車券取扱細則		

企画乗車券取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、旅客営業規則（2018年4月1日規則第38号。以下、「営業規則」という。）第2条に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道含む。以下「当社線」という。）において利用可能な企画乗車券（以下「企画券」という。）による旅客の運送等について合理的な取扱方法を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用の促進及び業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 企画券とは、営業規則第44条第1項に定める、特別の乗車券として当社もしくは当社が委託する旅行代理店が発売するものまたは当該旅行代理店が発行した引換券もしくは当該旅行代理店より委託されたシステム会社が発行した2次元コードによる引換券を当社が引き換えるものをいう。

(付帯するサービス)

第3条 企画券と観光施設入場券や当該施設利用の割引サービス等を併せて発売することがある。

(適用範囲)

第4条 企画券による当社線にかかる旅客の運送等については、この細則を適用する。

- 2 この細則に定めていない事項については、営業規則の定めるところによる。
- 3 企画券による利用が可能な社局線のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。
- 4 前各号の規定にかかわらず、前条の規定により、企画券と併せる観光施設入場券や当該施設にかかわる割引サービス等の取扱いについては、当該施設の定めによる。

(改札及び集札)

第5条 企画券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了する際に、改札口又は集札口において係員又は自動改札機あるいは自動集札機により、入検又は検査を受けるものとする。

(企画券の詳細)

第6条 企画券にかかる次の各号の項目は、その都度企画乗車券設定書等により定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 発売および引換期間
- (3) 通用期間
- (4) 通用区間
- (5) 発売額
- (6) 発売および引換場所
- (7) 効力
- (8) 磁気不良による再発行

制定担当課	営業部営業企画課	改正番号	
制 定 日	2020.3.31	頁	2/2
細則名	企画乗車券取扱細則		

- (9) 払戻し
- (10) 乗車変更の取扱い
- (11) 様式

附 則

この細則は、2020年3月31日から施行する。

制定担当課	営業部営業企画課	改正番号	
改 正 日	2020.3.31	頁	2/2
細則名	企画乗車券取扱細則		
制定改廃履歴			
制定日		2020.3.31	